

令和7年4月以降分の児童手当にかかる 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出について

詳細はこちら▶



児童手当受給者で、次の要件に当てはまる人は、4月以降分の児童手当について第3子の加算を受けるために、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となりますので、市から送付される確認書に必要事項を記入の上ご提出ください。

※確認書の提出がない場合には第3子加算の子のカウントに含まれません。

対 養育する子のうち、平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれの子が1人以上おり、平成19年4月2日以降生まれの子と合計し3人以上の子を養育する人のうち、子が次の①②のいずれかに当てはまる人

①平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ②平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子で、令和6年10月の制度改正時に確認書を提出した際、卒業予定年月を「令和7年3月」と記入し提出した

提出期限 3月31日(月)

※上記期限を過ぎても4月16日(木)までに提出すれば、3月分から途切れることなく4月分以降の手当が加算の対象となります。提出が4月17日(木)以降の場合、加算の対象が提出受付月の翌月分からとなります。

申・問 こども未来課 (16番窓口) に提出または郵送
〒792-8585 一宮町1-5-1 こども未来課 ☎65-1242

新居浜市妊娠判定受診料助成のご案内

詳細はこちら▶



市では、次のご家庭の経済的負担の軽減を図るため、妊娠判定を受けるための費用の一部を助成します。

対 妊娠判定を受ける日において本市に住所を有し、市民税非課税世帯に属する人(4～5月受診の人は前年度に市民税非課税世帯に属する人)

助成額 初回受診における妊娠判定に係る診察、尿検査、

超音波検査などに要した額で1万円を上限
※令和7年4月1日以降の初回受診が助成対象

※1万円を超える場合は本人負担

※同一の妊娠につき助成は1回のみ

受付窓口 こども未来課 16番窓口

問 こども未来課 ☎65-1571

✿ 拡大新生児スクリーニング検査費の助成について

出生後に医療機関で受ける拡大新生児スクリーニング検査について、保護者が検査を受けることを希望した場合12,000円を上限に検査費を助成します。里帰り出産などのために県外の医療機関で検査を受けた場合は、償還払いとなりますので、保健センターに申請してください。

対 検査を受ける新生児の保護者が新居浜市民かつ令和7年4月1日以降に出生したお子さん

申 出生後に分娩医療機関にて申請書を記入

問 保健センター ☎35-1070

✿ 不妊治療費などの助成について

令和7年度申請分から次の書類が原則不要になります。

○戸籍謄本(法律婚で世帯が同一の場合に限る)

○医療機関発行の領収書

※申請書などの様式が一部変更になっています。

新しい様式をご利用ください(4月1日(木)以降、HPからダウンロードできます)。

問 保健センター ☎35-1070

詳細はこちら▶



✿ みんなでつくろう! あそぼう! ふれあおう! 木の時間

東京おもちゃ美術館セレクトの木のおもちゃや手作りおもちゃで遊ばしましょう。積み木高積み競争やワークショップ・木製品の販売など、赤ちゃんから大人まで楽しめる木のイベントです。

日 4月26日(土)、27日(日) 10:00～12:00 / 13:30～15:30

場 ワクリエ新居浜 体育館 **定** 各回約90人

料 各回200円(3歳以上)

※1日参加する場合は300円

問 ワクリエ新居浜 ☎39-6789

